

個人タクシー事業の許可等に係る法令試験の実施方法

個人タクシー事業の許可等をするにあたり実施する法令試験（以下「試験」という。）の実施方法等を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月23日

北海道運輸局長 中本 光夫

記

I 試験制度

1 事前試験

許可申請等をする前の者（以下「受験者」という。）を対象として実施する試験。

2 申請後試験

許可申請等をした者を対象として実施する試験。

II 事前試験

1 受験者の資格要件

試験の申込日現在において、次の（1）から（3）のいずれにも該当する者であること。

（1）有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。）を有していること。

（2）年齢が65歳未満（「個人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準」（平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第55号。）以下「審査基準

公示」という。)」Ⅱの許可申請にあつては80歳未満)であること。

(3) 審査基準公示のⅠ3(2)又はⅡ3に適合すること。

ただし、審査基準公示において「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。また、審査基準公示別表の表題を「事前試験の受験に係る運転経歴要件」とし、同表において「申請時」とあるのは「試験の申込時」と、「申請する」とあるのは「受験する」と、「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。

2 受験申込書の受付期間及び試験実施時期

(1) 受験者は、受験する営業区域を管轄している運輸支局長を經由して北海道運輸局長あてに別添1の受験申込書を提出すること。

(2) 受験申込書の受付期間は、毎年次の(3)で定める試験の実施時期に応じた以下の期間とする。

- ① 4月1日から4月30日まで。
- ② 8月1日から8月31日まで。
- ③ 12月1日から12月28日まで。

(3) 試験は、毎年次の各期間におけるいずれかの日に実施する。

- ① 7月1日から7月31日まで。
- ② 11月1日から11月30日まで。
- ③ 3月1日から3月31日まで。

3 出題範囲及び設問形式等

別添2のとおりとする。

4 試験実施後の取扱い

(1) 試験実施後2週間を目途に、合格者の公表を行うこととする。

(2) (1)と併せて、合格者に対して別添3の合格証を発することとする。

なお、合格証の有効期限は、合格証の発行日から2年を経過する日もしくは、年齢が65歳又は80歳に達する日の前日のうち、いずれか早く到

達する日とする。

5 その他

- (1) 受験者に対して受験資格を確認するため、必要な書類の提出を求めることができることとする。
- (2) 試験合格後に1(3)に該当していないことが判明した場合、当該合格は無効とする。

Ⅲ 申請後試験

1 試験対象者

次の(1)から(3)に掲げる者を対象に実施することとする。ただし、Iに規定する試験に合格した者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了していない者又は合格が無効とされていない者を除く。

(1) 許可申請の場合

許可申請者

(2) 譲渡譲受の認可申請の場合

譲渡譲受の認可申請者のうち譲受人

(3) 相続の認可申請の場合

相続の認可申請者

2 試験の実施時期

(1) 許可申請及び譲渡譲受の認可申請の場合

原則として毎年次の各期間のいずれかの日とする。なお、試験は、原則として前回試験の受付締切日の翌日から今回試験の実施日の属する月の前々月の末日までに申請を受け付けた者に対して実施するものとする。

① 7月1日から7月31日まで。

② 11月1日から11月30日まで。

③ 3月1日から3月31日まで。

(2) 相続の認可申請の場合

相続人に対する試験の実施は随時行うこととするが、(1)の実施時に併せて行うことができるものとする。

3 出題範囲及び設問形式等

別添2のとおりとする。

4 試験実施後の取扱い

(1) 合格者の取扱い

合格者に対しては、試験実施後2週間を目途に合格通知を発することとし、その際に、併せて申請に係る挙証資料の提出又は提示等の日時を明らかにするものとする。

(2) 不合格者の取扱い

不合格者については、速やかに却下処分の手続きを行うものとする。

5 申請事案の却下処分時における試験合格者の取扱い

試験合格者にあつては、申請した事案が却下処分となる場合に限り、その却下処分時に別添3の合格証を発することとする。

なお、合格証の有効期限は、合格証の発行日から2年を経過する日もしくは、年齢が65歳又は80歳に達する日の前日のうち、いずれか早く到達する日とする。

IV その他

1 Iに規定する試験は、原則として同時に行うものとする。

2 試験の実施日時、場所については、事前に公示するとともにI1に規定する試験の受験者及びI2に規定する試験の試験対象者あてに通知する。

3 2の受験者に対する試験実施通知には、営業区域を記載する。

4 試験結果は試験実施後2週間を目途に以下の事項について公表することとし、試験問題は試験終了後の持ち帰りを認めることにより公表とする。

(1) 受験者数

(2) 合格者数

(3) 法令試験の最高点、最低点及び平均点

- 5 試験に欠席した者については原則として不合格とし、I 2に規定する試験の試験対象者に係る申請については、速やかに却下処分の手続を行うこととする。

附 則

この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成16年11月5日付け北海道運輸局公示第51号）

この公示は、平成17年1月1日から適用する。

附 則（平成17年12月22日付け北海道運輸局公示第60号）

この公示は、平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成20年6月13日付け北海道運輸局公示第29号）

この公示は、平成20年6月14日から適用する。

附 則（平成23年12月28日付け北海道運輸局公示第42号）

- 1 この公示は、平成24年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
- 2 改正前の公示により平成24年3月に実施される譲渡譲受認可に係る試験において不合格となった者（前回試験の不合格者で処分を保留されている者を除く。）については、3（3）の規定によらず処分を保留し、平成24年7月1日から31日までの間におけるいずれかの日に実施する試験を受験することができるものとする。なお、この場合の申請内容の確認は、同年9月15日までに実施するものとする。

附 則（平成 27 年 1 月 29 日付け北海道運輸局公示第 53 号）

- 1 改正後の公示は、平成 27 年 4 月 1 日以降に実施する試験から適用する。
- 2 改正前の公示により、平成 27 年 5 月に実施する予定であった譲渡譲受に係る試験については、平成 27 年 3 月に実施することとし、当該試験の対象者は、前回試験の受付締切日の翌日から平成 27 年 1 月 31 日までに申請を受け付けた者とする。

附 則（平成 27 年 9 月 18 日付け北海道運輸局公示第 26 号）

改正後の公示は、平成 27 年 10 月 1 日以降に申請等を受け付けたものから適用する。

附 則（令和 6 年 1 月 25 日付け北海道運輸局公示第 93 号）

改正後の公示は、令和 6 年 1 月 25 日以降に申請等を受け付けたものから適用する。

附 則（令和 6 年 5 月 8 日付け北海道運輸局公示第 10 号）

- 1 改正後の公示は、令和 6 年 4 月 1 日以降に申請等を受け付けたものから遡及して適用するものとする。
- 2 令和 6 年度に限り、Ⅱ 2（2）①の受付期間を 5 月 31 日までとする。

(別添1)

年 月 日

北海道運輸局長 殿
(〇〇運輸支局長経由)

住 所
ふりがな
氏 名
生年月日
連絡先

受 験 申 込 書

「個人タクシー事業の許可等に係る法令試験の実施方法(平成14年1月23日北海道運輸局
公示第58号)」I 1に規定する試験を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1. 営業区域

2. 運転経歴(新しいものから記載すること。)

(自) 年月日	(至) 年月日	勤務 年月数	勤務地	勤務先(営業所名)	ハイ・タク バス・他

3. 試験通知等の送付先

郵便番号
住 所
氏 名

4. 添付書類 自動車運転免許証の写し(表・裏)

(別添2)

出題範囲及び設問形式等

出題範囲	別紙のとおり
設問方式	○×方式及び語群選択方式
出題数	40問
配点	1問1点
合格基準	36点以上 (正解率90%以上)
試験時間	50分

個人タクシーの法令試験問題の出題範囲

<p>1 道路運送法関係</p> <p>① 道路運送法 ② 道路運送法施行令 ③ 道路運送法施行規則 ④ 旅客自動車運送事業運輸規則 ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款 ⑦ 個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて(平成13年11月15日付け国自旅第107号) ⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成13年10月26日付け国自旅第100号) ⑨ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について(平成13年10月26日付け国自旅第101号) ⑩ 運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について(平成14年4月5日付け国自旅第5号) ⑪ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項(北海道運輸局等の公示及び通達を含む。)</p>
<p>2-1 タクシー業務適正化特別措置法関係(申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域以外の指定地域の場合のみ出題)</p> <p>① タクシー業務適正化特別措置法(第44条から第47条までに限る。) ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則(第28条から第38条までに限る。)</p>
<p>2-2 タクシー業務適正化特別措置法関係(申請に係る営業区域が同法に基づく指定地域以外の場合のみ出題)</p> <p>① タクシー業務適正化特別措置法(第46条及び第47条に限る。) ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則(第30条から第38条までに限る。)</p>
<p>3 道路運送車両法関係</p> <p>① 道路運送車両法 ・第1条(この法律の目的) ・第11条(自動車登録番号標の封印等) ・第12条(変更登録) ・第13条(移転登録) ・第15条(永久抹消登録) ・第19条(自動車登録番号標の表示の義務) ・第20条第2項(自動車登録番号標の廃棄等) ・第41条(自動車の装置) ・第42条(乗車定員又は最大積載量) ・第47条(使用者の点検及び整備の義務) ・第47条の2(日常点検整備) ・第48条(定期点検整備) ・第49条(点検整備記録簿) ・第54条第1項、第2項(整備命令等) ・第57条(自動車の点検及び整備に関する手引) ・第58条(自動車の検査及び自動車検査証) ・第61条(自動車検査証の有効期間) ・第62条(継続検査) ・第66条(自動車検査証の備付け等) ・第67条(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査) ・第69条第2項(自動車検査証の返納等) ・第70条(再交付) ② 自動車点検基準 ・第1条第1号(日常点検基準) ・第2条第1号(定期点検基準) ・第4条(点検整備記録簿の記載事項等) ③ 道路運送車両の保安基準 ・第29条(窓ガラス) ・第43条の2(非常信号用具) ・第43条の3(警告反射板) ・第43条の4(停止表示器材) ・第50条(旅客自動車運送事業用自動車) ・第53条(乗車定員及び最大積載量) ④ 自動車事故報告規則 ・第2条(定義) ・第3条(報告書の提出) ・第4条(速報) ⑤ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 ・③に掲げる条項について具体的に定める事項 ⑥ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項(北海道運輸局等の公示及び通達を含む。)</p>

(別添3)

個人タクシー試験合格証

氏 名
生年月日

上記の者が、 年 月 日に実施した「個人タクシー事業の許可等に係る法令試験の実施方法」(平成14年1月23日北海道運輸局公示第58号) I に規定する試験に下記のとおり合格したことを証する。

なお、本合格証の有効期限は、発行日から2年を経過する日もしくは、年齢が65歳(80歳)に達する日の前日のうち、いずれか早く到達する日とする。

記

営業区域

年 月 日

北海道運輸局長